

# 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会慶弔見舞規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会（以下「社協」という。）の慶弔見舞について必要な事項を定めることを目的とする。

## (対 象)

第2条 この規程による慶弔見舞の対象者は社協の理事、監事及び評議員並びに職員、その配偶者、家族等で、次の各号の一に該当するときは、祝金、見舞金、弔慰金を贈呈するものとする。

- (1) 叙位、叙勲及び褒章の栄誉を受けたとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 怪我や疾病にかかり 1 週間以上の入院又は 3 週間以上の病臥療養したとき
- (4) 水、火災その他により家財が滅失したとき
- (5) 結婚したとき

《改正》 R3. 7. 1

## (慶弔見舞金の基準)

第3条 慶弔見舞金の基準は、別表のとおりとする。ただし、別表に該当しない場合は、その都度協議して定める。

《改正》 R3. 7. 1

## (その他)

第4条 社協の役職員以外の者についても、会長が社会福祉に特に功労顕著であると認めるときは、前条により贈呈することができる。

## 附 則

この規程は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

別表

項目		結婚 祝金	祝電	傷病 見舞金	災害 見舞金	死亡 弔慰金	弔花	弔電
役員・ 評議員	本人	10,000	○	10,000	10,000	10,000	20,000	○
	配偶者	—	—	5,000	—	10,000	15,000	○
	本人の父母 (配偶者の 父母)	—	—	—	—	10,000 (5,000)	—	○
	子	—	—	—	—	10,000	—	○
	祖父母	—	—	—	—	—	—	○
元職	本人	—	—	—	—	—	—	○
職員	本人	10,000	○	私傷 5,000 公傷 10,000	10,000	10,000	20,000	○
	配偶者	—	—	—	—	10,000	15,000	○
	本人の父母 (配偶者の 父母)	—	—	—	—	10,000 (5,000)	—	○
	子	—	—	—	—	5,000	—	○
	祖父母	—	—	—	—	—	—	○

※元職の内、会長歴任者については協議の上決定する。